

13

表現者萎縮の可能性を危惧

チェック 石原都政

12.16 知事選

この人に聞く

性描写のあるマンガの販売規制を含む改正都青少年健全育成条例が、昨年7月に施行されました。影響は、

今のところ新規制にかかった作品はなく、その意味では直接的な影響はまだありません。ただ、表現者が萎縮して、何らかの抑制が働いている可能性はありと危惧しています。今後規制が適用された場合、業界として声を上げていかないといけない。新しい知事には、ぜひ考え方をうかがい、条例見直しを求めたい。

規制対象が抽象的

当初の改正案は「非実在青少年」という新語で批判を浴び、都は規制対象を修正して成立させました。

「非実在青少年」という訳の分からない言葉に、マンガ家ら表現者も、マンガファンも強く反発した。修正案では「非実在青少年」は外れたが、それでも

講談社取締役 渡瀬 昌彦さん



わたせ・まさひこ 1956年、埼玉県生まれ。79年に講談社に入社。雑誌編集などにたずさわり、「月刊現代」編集長などを経て、現在は同社取締役(学芸局担当)。2007年から今年5月まで、日本雑誌協会の人権・言論特別委員長をつとめた。

規制対象は抽象的。網をかけたように思えば、きわめて広くかけられる危うさがある。当時、日本雑誌協会の人権・言論特別委員長として、修正案を議論する都議会も傍聴しましたが、中身のある議論はなかった。恣意的な運用を防ぐとどう考えていますか。

10 マンガ規制

マンガの性描写は、1990年ごろの「有害コミック騒動」で社会問題化し、出版業界でつくる出版倫理協議会は自主規制の成年マークを導入。店頭での区分陳列などを求めた。

石原氏は就任後、青少年対策に力を入れる。都は2004年、都指定の「不健全図書」を子どもが立ち読みしないよう、包装と区分陳列を義務づけた。

10年には、性描写のある漫画などの販売を規制する「都青少年健全育成条例」改正案を、都議会に提出。マンガやアニメ、ゲームなどで、ランドセルを持つなど18歳未満と思われるキャラクターを「非実在青少年」と定義し、反社会的な性行為を描写した作品は不健全図書として18歳未満への販売を禁じる内容だった。マンガ家らは「表現の自由を侵す」と反発。都議会で民主党も「規制対象があいまい」と反対し、同年6月に否決された。

その後、対象を「刑罰法規に触れる性行為や、近親者間の性行為を、不当に賛美・誇張して描く」などと変えた修正案を都が提出。民主党は賛成に転じ、同年12月に可決された。

今のところ新基準による規制例はないが、施行前の昨年4月、都が出版業界との会合で規制対象となりうる6作品を例示。このうち、姉と弟の関係を描いたマンガ「あきそら」は、出版元の秋田書店が重版を見合わせた。

旧条例で十分対応

1970年ごろの「ハレン子学園騒動」の時から、親には規制強化を求める声も根強い。自主規制で実効性がありますか。そういう声は常にあり、自戒しなければなりません。ただ雑誌協会でも議論をし、成人向け雑誌は(立ち読みできないよ

(新規制の対象となる)性描写はこれまでも小説などで扱われてきた。それがストーリー上の必要性があるかどうか。決めるのは読者であり、表現者が考えていくことです。「販売規制であり、表現の規制ではない」といいますが、書店の18歳未満禁止コーナーは、やはり一部の人の向け。一般読者向けの妥当な表現にもかかわらず、そこに押し込められてしまうことで、手にとってもらおう機会が減り、表現の規制に直結します。

他県では(性表現のページ数などに)一律に有害図書とする「包括指定方式」を導入しているのに対し、東京は実際の作品を個別に議論して決めており、一定の評価ができました。新規制は非常に残念です。知事時代の石原慎太郎氏は放言もありましたが、言葉の感覚をどう受け止めますか。言葉には色々な表現があつていい。粗暴だから、べらんめえ口調だからダメということはない。ただ、(規制対象として)都が想定するような作品の作者に「卑しい仕事をしている」と言うなど、クリエイターへの敬意が欠けた発言は残念です。条例に、あれだけの反発を招いた要因の一つだろうと思います。

都政に対するご意見やご提案をお寄せください。〒100-0011 千代田区内幸町2の2の1 日本プレスセンタービル3階 朝日新聞東京総局(フ) アクスは03・51157・0615、メールはftokyo@asahi.com)へ。

ツイッターのアカウント名は「朝日新聞東京総局 (@asahiedo)」、フェイスブックは /twitter.com/asahi_edo です。